

## 『令和7年税制改正への建議書 重要項目等まとめる一日税連』

日税連は今般、表題の建議書を取りまとめた。主なポイントは、以下の通り。

(1) 税制に対する基本的な視点: 担税力に即した公平な税負担 / 中立的で簡素な税制 / 合理的な事務負担 / 時代の変化に適合する税制 / 透明な税務行政

(2) 本建議書における重要建議項目: 【少子化対策について、税制面での検討を行うこと】○年少扶養親族等に係る所得控除と給付等との併用 ○配偶者の就業調整を減少させるための更なる検討 ○不妊治療や出産費用等にかかる医療費控除の拡充【年末調整の実施時期及び所得税の確定申告期間を拡大すること】年末調整の期限を翌年1月末に、法定調書及び給与支払報告書の提出期限を2月15日に延長。確定申告期間は1月1日から3月31日に変更。【役員給与税制について見直しを行うとともに、中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること】○業績悪化改定事由の要件の緩和 ○新設法人における定期同額給与判定の時期の柔軟化【消費税の軽減税率制度を廃止し単一税率制度に戻し、インボイス制度導入に伴う各種特例措置の適用期限を延長すること】【雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については控除の順番を見直し、繰戻還付制度を創設すること】



## 『上半期の人手不足倒産182件 今年は過去最多ペース』

帝国データバンクは「2024年上半期の人手不足倒産の調査」結果を発表した。それによると、同上半期(1-6月)は従業員の退職や採用難、人件費高騰などを原因とする人手不足倒産が182件に達し、前年同期の110件から大幅に増加、年間として、過去最多を大幅に上回るペースで推移していることが明らかになった。

業種別で見ると、建設業は53件、物流業は27件で、上半期としてはそれぞれ過去最多だった。いずれも、24年4月から、運転業務や建設業務の時間外労働に上限規制が適用されたことで労働力が不足する、いわゆる「2024年問題」の影響を受けたためだ。同社は「人手を増やせず、業務効率化も難しい状況が長期化すれば業績への影響は避けられず、企業にとっては大きな痛手となり、生き残りは難しい局面を迎える」と危惧している。

規模別では、「従業員10人未満」の小規模事業者の人手不足倒産は143件で、前年同期(84件)を大幅に上回り、全体の約8割を占めている。同社は「就業者数の増加が続き、人手不足はやや落ち着きをみせているが、人手不足感は依然高水準で推移していることから、今後も小規模事業者を中心に倒産に追い込まれるケースが増加する可能性がある」と話している。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)